

## 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉に関する意見書

現在交渉を進めているＴＰＰ協定は、関税をすべて撤廃することが原則であり、これに我が国が参加し、小麦や砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目の関税が撤廃された場合、十勝・帯広の地域経済を支えてきた農業は、安価な農畜産物の輸入増加により壊滅的な打撃を受け、農業経営を継続することが困難になるとともに、関連産業にまで甚大な影響を及ぼすことで、地域経済社会の崩壊を招く恐れが懸念される。また、こうした事態は、食料自給率の低下など、我が国の食料安全保障を根底から揺るがすことになりかねない。

さらに、ＴＰＰ協定は農業分野のみならず、食の安全・安心、医療制度、金融・保険・サービス、公共事業、雇用など様々な分野に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されており、国民生活の根幹に関わる極めて重大な問題であるにもかかわらず、いまだ国からの情報提供や説明は全く不十分であり、十分な国民的議論を行うに至っていない。

こうしたことから、これまでも多くの国民や地方自治体、地方議会、さらには国会議員がＴＰＰ協定交渉への参加に反対し、慎重な対応を強く求めてきたところである。

ＴＰＰ協定交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念した。さらに、本年２月に行われたＴＰＰ閣僚会合においても、各国の合意には至らず、交渉は難航している。

今後の交渉も厳しい内容となることが予想されるが、我が国の国益を損なわないよう毅然とした姿勢で臨むよう国に対し、次の事項を強く要望する。

### 記

- 1 平成25年４月の衆参両院の農林水産委員会における「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する決議」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、ＴＰＰ協定交渉から脱退すること。
- 2 ＥＰＡ・ＦＴＡ等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪ＥＰＡ交渉については、平成18年12月の衆参両院の農林水産委員会における「日豪ＥＰＡの交渉開始に関する決議」を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 3 月 26 日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、  
農林水産大臣、経済産業大臣 あて